

入札説明書

件名：画像伝送システム部分更新業務

令和8年5月

新潟市消防局総務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

画像伝送システム部分更新業務 一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

- ア 新潟市消防局 (新潟市中央区鐘木257番地1)
- イ 新潟市北消防署 (新潟市北区葛塚5095番地)
- ウ 新潟市秋葉消防署 (新潟市秋葉区程島1958番地1)
- エ 新潟市西蒲消防署 (新潟市西蒲区前田414番地1)
- オ 新潟市役所 (新潟市中央区学校町通1番町602番地1)
- カ NTT万代橋ビル (新潟市中央区下大川前通2ノ町2230)

(4) 履行期限

令和10年2月29日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3 問い合わせ先

新潟市消防局総務課

9 5 0 - 1 1 4 1 (郵便番号)

新潟市中央区鐘木 2 5 7 番地 1

電 話 0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 2 1 (直通)

F A X 0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 1 5

電子メール somu.fb@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第 1 号）に秘密保持誓約書（別記様式第 2 号）を添えて、令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 5 時までに第 3 項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

- (2) 競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3) 競争入札参加資格確認結果については、本項第 1 号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和 8 年 6 月 2 4 日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

規則第 1 0 条第 2 号により、入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所

令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 2 時 0 0 分

新潟市消防局 4 階 4 0 1 会議室

新潟市中央区鐘木 2 5 7 番地 1

- (2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 5 時までに第 3 項の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第 5 号）を令和 8 年 5 月 2 2 日（金）から同年 6 月 4 日（木）午後 5 時までに第 3 項の場所へ電子メール又は F A X により提出すること。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人と

なることができない。

- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第4項第3号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第7号）を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第6号）を提出しなければならない。
- ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及びその押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印
 - イ 入札金額
 - ウ 履行場所
 - エ 品名（件名）及び数量
 - オ 品質・規格
詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。
また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。
加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。
- (12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由

- が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われたいおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
 - (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者及び第9項の調査の結果失格とされた者は、再度入札に加わることができない。
 - (19) 再度入札は1回とし、落札者がない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を失格とする場合がある。

10 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

11 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）毎の内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

13 支払いの条件

本契約に係る代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札

参加資格審査申請書」を令和8年6月5日（金）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

画像伝送システム部分更新業務委託契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「画像伝送システム部分更新業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「画像伝送システム部分更新業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

令和8年 月 日 から 令和10年2月29日 まで

5 契約金額

契約総額 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円）とする。

6 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条による。

7 契約条項

別紙「画像伝送システム部分更新業務委託契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 〇〇〇

〇〇〇

代表者 〇〇〇 印

画像伝送システム部分更新業務委託契約書 契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又はこの契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書等に定める事項が優先するものとする。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確實と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

4 乙は、第1項ただし書に基づき再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、この契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

い。

(作業場所)

第6条 乙は、本業務の実施上の必要性から甲の施設内で作業を行う必要があるときは、甲にその所有する作業場所の使用を要請することができる。この場合は、明確に他の事務室と区分される場所とする。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、甲の所有する作業場所を有償又は無償により貸与する。

3 乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(機器等の維持管理及び保守等)

第7条 乙は、本業務を定期又は随時に行なわなければならない。

2 本業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。

(1) 甲の申出により本業務の範囲を超えて行った保守の費用

(2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用

(3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用

3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第8条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが本業務の費用を増大させ、本業務ができないとき、又は機器等の正常円滑な操作若しくは機器等の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第9条 乙は、甲が所有する本業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又はこの契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

い。

(主任担当者の指定及び通知)

第10条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第11条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第12条 乙は、本業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の本業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第13条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の合理的な指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく、詳細な報告及び今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第14条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(履行の監督)

第15条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第16条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(成果物の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべきこの契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

- (1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。
- (2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。
- (3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、本業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密情報（甲乙が相手方に開示する一切の情報であって、公に入手できない情報をいう。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 被開示者が、この契約の相手方又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したものの。
- (5) 被開示者が、開示を受けた情報によらずに独自に開発したものの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたものの。

2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、この契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしにこの契約の目的外に使用してはならない。

(報告書の提出)

第24条 乙は、本業務を実施したときは、速やかに本業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第25条 乙は、業務を完了したときは直ちに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第26条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第32条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては前条及び第1項の規定を準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

(引渡し)

第27条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果物を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 成果物の検査については、前条の規定を準用する。

3 甲は、成果物が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 成果物の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった成果物について、成果物の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第32条の規定を準用する。

6 乙は、前項の成果物の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(不合格品の引取り)

第28条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果物については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果物を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果物の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(委託料の支払)

第29条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲はその事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときは、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は第2項の期間に参入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第30条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第31条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履

行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第32条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第33条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(甲の解除権)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第35条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

（反社会的勢力の排除）

第36条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

- ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第37条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第38条 乙は、甲が第34条第1項若しくは第2項又は第37条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

第39条 乙は、この契約に関して第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第37条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第37条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同

連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第40条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第41条 成果物の引渡し前に生じた成果物の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第26条の検査に合格する前（成果物の引渡しを伴う場合は、第27条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(運搬責任)

第42条 この契約の履行に関し、原始資料等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用の負担)

第43条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第44条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第45条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しな

ればならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

画像伝送システム部分更新業務委託仕様書

令和8年度

新潟市消防局

目次

第1章 総則

第1	業務の名称	1
第2	履行場所	1
第3	履行期間	1
第4	システム概要	1
第5	業務の目的	1
第6	法令の遵守	2
第7	情報セキュリティ	2
第8	設計変更	3
第9	諸手続き	3
第10	NTT萬代橋ビル作業	3
第11	検査等	3
第12	知的財産権	4
第13	契約不適合責任	4
第14	疑義の解釈	4
第15	技術員	4
第16	主任担当者の選任	4
第17	研修等	4
第18	提出書類	5

第2章 一般事項

第1	共通指定事項	6
第2	業務の内容	6
第3	機能要件	7
第4	非機能要件	8

第3章 機器の仕様

第1	機器構成	8
第2	装置別機器仕様	13
第3	装置別機能仕様	21

第4章 据付等の仕様

第1	一般事項	25
第2	機器及び材料	26
第3	据付	26

第4	記録等	26
第5	仮設物等	26
第6	避雷針及び接地	27
第7	機材の加工仕上げ	27
第8	電源設備	28
第9	撤去作業	28

画像伝送システム部分更新業務委託仕様書

本仕様書は、画像伝送システム（以下「本システム」という。）の部分更新業務に関して、新潟市（以下「本市」という。）と受託者との契約履行に必要な事項を定めるものである。

第1章 総則

第1 業務の名称

「画像伝送システム部分更新業務」

第2 履行場所

	名 称	所 在 地
1	新潟市消防局	新潟市中央区鐘木257番地1
2	新潟市北消防署	新潟市北区葛塚5095番地
3	新潟市秋葉消防署	新潟市秋葉区程島1958番地1
4	新潟市西蒲消防署	新潟市西蒲区前田414番地1
5	新潟市役所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
6	NTT万代橋ビル	新潟市中央区下大川前通2ノ町2230

第3 履行期間

契約締結日から令和10年2月29日まで

第4 システム概要

本システムは新潟市内4カ所に設置された高所カメラの映像、災害現場から送信された映像等を消防指令管制センター（以下「指令センター」という。）へ集約し、発災直後の被害状況を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークを活用し、国、都道府県及び全国の消防本部へ伝送することで、緊急消防援助隊の出動判断や応援体制を早期に確立するために整備したものである。

また、平時においては、119番通報時に消防指令管制システム（以下「指令システム」という。）と連動し、迅速な火災状況の把握や津波警報等発令時における海面状況の把握に活用している。

第5 業務の目的

本システムにおいて、メーカー推奨交換時期を超過している高所カメラ及び付帯装置を更新することで、24時間365日機能を停止させることなく運用し、市民の安全安心を確保することを目的とする。

第6 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、以下の法律、規則、規格等を適用するほか、本市の条例、規則、要綱等を遵守すること。特に指定のない限り契約時における最新版を適用するものとする。

なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページの例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

- 1 電波法、電波法関連規則及び告示
- 2 電波法関係審査基準
- 3 電気通信事業法及び電気通信事業法関連規則等
- 4 電気事業法及び電気事業法関連規則等
- 5 建築基準法及び建築基準法関連規則等
- 6 日本工業規格（JIS）
- 7 日本電気工業会標準規格（JEM）
- 8 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 9 国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告（ITU勧告）
- 10 電気設備工事共通仕様書（国土交通省官房営繕部監修）
- 11 国土交通省公共建築工事積算基準
- 12 その他関係法規等

第7 情報セキュリティ

- 1 受託者は本業務に従事する全ての関係者、技術員等に対し、本市のセキュリティポリシーを遵守させなければならない。
- 2 受託者は本業務の履行に際し、事前に関係者、技術員等に対する情報セキュリティ教育を実施しなければならない。
- 3 受託者は、本業務で取り扱う機密情報、情報資産等について、厳重に管理するとともに、その保管管理について一切の責任を負うこととする。

また、それらの情報を目的以外に使用すること、第三者へ提供すること及び複写又は複製することを禁止する。

- 4 受託者は本業務終了後、取り扱った機密情報、情報資産等について、本市が指示する方法で返還、消去又は廃棄することとし、その内容の証明を提出すること。
- 5 受託者は、情報システム等にアクセスが必要となる場合は、権限を付与する者の数を必要最小限とすること。
- 6 受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務の履行が完了し、または解除された後についても同様とする。
- 7 本業務に関し情報セキュリティに関する事件、事項等が発生し、受託者の責に帰すべき事由による場合は、当該事故等の内容とともに受託者の名称等を含めて公表することがある。

- 8 受託者が前各号の規定に違反したことによる受注者の損害について、本市は負担しない。
- 9 受託者が前各号の規定に違反したことにより本市に損害を与えた場合、受託者はその損害について賠償すること。

第8 設計変更

本システムの設計変更は、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により設計変更せざるを得ない場合は、変更に係る部分について、具体的理由と根拠を示す書面を提示して本市へ説明し、承認を得ることを条件として設計変更を認めるものとする。

第9 諸手続き

- 1 本業務の履行に伴い必要となる関係官公庁等（総務省、通信事業者、電力会社等）に対する諸手続きは受託者において、迅速、確実に実施しなければならない。
なお、関係官公庁等に対し交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なく本市へ申告し協議すること。
- 2 現地調査、機器の設置等を実施するにあたり、所要の手続が必要な施設、建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に本市と協議の上、当該財産を管理する者の了解を得た上で所定の手続きを行い、その承諾を得ること。
- 3 諸手続きに必要な一切の書類、資料等は受託者が作成をするとともに、その経費についても受託者の負担とする。

第10 NTT萬代橋ビル作業

- 1 受託者は、NTT萬代橋ビルにおける作業について、NTT関係各社と綿密な打ち合わせを実施すること。
- 2 上記作業に係るNTT関係各社への費用については、全て受託者の負担とする。
なお、NTT関係各社による検査等が行われる場合の費用についても、全て受託者が負担すること。

第11 検査等

- 1 装置の搬入時及び据付作業が終了したときは、本仕様書に基づいて書類、機器、添付品等の中間検査を実施する。
- 2 本業務の全てが完了したときは、指令システムとの連動、カメラ操作部による操作性、映像操作卓による署所への映像配信等の総合的な動作について完成検査を実施する。
なお、完成検査は、検査実施要領に基づき実施することとし、必要書類は本市と協議の上、受託者が作成すること。

第 12 知的財産権

受託者は、本仕様書に基づき製作し設置する装置及び機器の据付並びにソフトウェアに関し、他者所有の知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

第 13 契約不適合責任

検取引渡してから 1 年以内に生じた故障で、明らかに受託者の設計、製造及び据付作業上の欠陥又は不良で生じた不具合等は、受託者の責任において速やかにかつ、無償で修復すること。

第 14 疑義の解釈

- 1 本業務について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、速やかに本市と受託者とで協議し、本市の指示に従うこと。
- 2 機能、性能上又は据付作業を完了する上で当然必要と認められる事項については、各システムに支障が生じないよう配慮し、全て受託者の責任において実施すること。

第 15 技術員

- 1 受託者は、本業務の目的を達成するため、業務に十分な知識、技術及び経験を有する熟練した技術員を派遣すること。
- 2 受託者は、前記に定められた技術員の派遣のほか、本市から装置の故障発生等の緊急連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣し、必要な処置を講ずること。
- 3 作業着手及び完了時は、本市の指定する職員に報告し、作業現場においては名札等を付け、常に身分を明らかにすること。

第 16 主任担当者の選任

- 1 受託者は、本業務を実施するにあたり主任担当者を定め、書面により本市に届けること。
なお、本市の主任担当者は別に通知するものとする。
- 2 主任担当者は、本市の主任担当者と作業の実施方法、工程等を調整した上で、本業務を実施すること。

第 17 研修等

- 1 更新完了後、本市の職員に対し機器等の取扱い説明等の研修を行うこと。
- 2 研修資料については、受託者が作成し本市の承認を受けること。
- 3 研修内容
 - (1) システム管理者研修
指令システムの管理担当職員に対する管理、運用に係る研修
 - (2) 操作研修
指令センター職員に対する操作方法と簡易的な保全方法についての研修

第 18 提出書類

提出書類等	提出時期	数量	備考
作業工程表	契約後	1	
設計承諾図等	製造開始時	1	構成表、外観図、配線系統図、機器配置図、その他
据付計画書	契約後又は製造開始時	1	
関係官公庁等届け出書類等	必要の都度	指定部数	
検査実施要領	別途指示	1	
完成図書	完成検査の1週間前まで	2※	竣工図、写真、試験成績書、取扱説明書、その他
本市が指示するもの	必要の都度	指定部数	

※完成図書については、書面1部、電磁記録媒体に記録したものの1部の計2部とする。

第2章 一般事項

第1 共通指定事項

- 1 受託者は、消防業務の緊急性及び重要性を十分に認識し、現在運用している各システムについて、119番通報の受付体制、指令管制業務及び無線運用業務を優先し、迅速確実に部分更新業務を実施すること。
- 2 可能な限り既設高所カメラの運用を停止することなく実施すること。
- 3 本市が運用中の各システムとの接続において完全な互換を保ち、性能及び操作性を継承若しくは高機能化すること。
- 4 既存の各システムとの接続に係る制御装置やネットワーク機器については受託者で準備することとし、既存の各システムのメーカーと調整を図ること。
なお、既存の各システムに改修が必要となる場合は、その費用についても受託者が負担すること。
- 5 取り扱い上、注意を要する箇所及び危険な箇所には、その旨を表示すること。
- 6 本業務により設置した機器等には、銘板等により整備年度、事業名等を表示すること。
- 7 当該場所での作業時間は原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、当該財産を管理する者及び当市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第2 業務の内容

1 作業の計画

受託者は、契約締結後直ちに調査を行い、機器の設置、切替、接続等の方法について検討し、以下の書類を作成及び提出し、本市から承認を受けること。

- (1) 作業工程表
- (2) 設計承諾図
- (3) 連絡体制表

2 機器等の納入

条件に適合した機器を選定し、本市が指定する場所に納入すること。

なお、納入機器については、名称、型番、数量、価格等について本市へ提出し承認を受けること。

また、納入する機器の変更やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し協議すること。

3 機器等の設置

調達した機器を本市が指定した場所へ設置すること。

なお、受託者は据付計画書を作成及び提出し、本市から承認を受けること。

4 交換部品の確保

履行後の本調達機器の故障等に備え、付属品、消耗品、有償交換部品等は経済性及び持続性が考慮された構成とし、確保に努めること。

なお、対象の範囲や台数に関しては、本市と受託者で協議し決定する。

5 機器等の設定

本調達機器の設置前に必要な設定作業を実施すること。

また、設置作業完了後は機器等の動作確認及び指令システムとの連動について試験を実施すること。

6 リコール等

リコール等により機器等に欠陥が発見されたときは、速やかに本市へ報告し、受託者の責任において迅速かつ誠実に修正すること。

7 既設機器の撤去及び廃棄

本業務で機器等を更新したことにより、不要となる既設機器等が発生した場合は、受託者の責任において撤去及び廃棄すること。

また、撤去及び廃棄する既設機器等に本市固有のデータや設定情報が含まれている場合は消去作業を行い、履行日までにそれを証明する書類を提出すること。

なお、撤去及び廃棄に係る費用は受託者が負担すること。

8 報告

(1) 受託者は、本業務の実施後に業務報告のための書類を作成し、履行日までに本市に提出すること。

(2) 受託者は、本業務の実施に際して重大かつ緊急を要する事故等が発生した場合又は発生する恐れがあるときは直ちに業務の実施を一時停止するとともに、本市に報告し本市の指示に従うこと。

なお、事故等の概略、対応内容等を取りまとめた報告書を作成し、3日以内に本市に提出すること。

第3 機能要件

1 各システムとの連携及び連動

(1) 地球局と連携し迅速、確実に高所カメラ映像等を既設の映像操作卓を経由して国、都道府県及び他の消防機関に送信できること。

(2) 指令システムと連動し迅速、確実に災害点を町丁目単位で捕捉することが可能であるとともに、カメラ操作全般から署所への映像配信までの一元的な操作が可能であること。

また、全ての高所カメラが連動するモードとあらかじめプリセットした地域のみ連動可能なモードを搭載し、切替可能とすること。

2 映像操作

高所カメラは映像操作卓カメラ制御部において、旋回、ズームアップ等全ての制御が可能であること。

主となる制御は指令センター内の装置で行うこととし、市危機管理防災局の装置で制御を行う場合は、指令センターから制御権の変更許可により可能となる構造とすること。

3 映像出力

高所カメラ映像等は、映像操作卓を経由して以下のとおり映像出力が可能であること。

(1) 指令センター

全面表示盤（DLPマルチプロジェクター）及びモニタ（43インチ以上×4面）に各高所カメラ映像を個別に出力できること。

(2) 市危機管理防災局

災害対策センター本部会議室に設置されたモニタへ出力できること。

4 署所配信機能

指令センターへ集約された映像情報を、当市の全消防署所等へ同時配信可能な構成であること。映像配信は映像の種類により配信範囲を変更可能であることとし、複数の映像を選択した署所へ個別に送信可能な機能を有すること。

5 各種回線

以下の各種回線については、光回線を使用する構成とすること。

(1) 高所カメラ設置場所から指令センターまでの映像伝送回線

(2) 指令センター及び市危機管理防災局からのカメラ操作制御用回線

(3) 指令センターから消防署所等への映像配信回線

6 データメンテナンス

自動出動指定装置メンテナンスパソコンで作成した町丁目データ（住所データ）が地図等検索装置メンテナンスパソコンを経由して映像操作卓カメラ制御部に送信され、反映することが可能であること。

第4 非機能要件

1 機器の筐体等は、以下を原則とする。

(1) 材質は金属製又は合成樹脂製とする。

(2) 金属製筐体の場合は、焼付塗装とする。

(3) シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すこと。

2 機器等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固でコンパクトなユニット化構造であること。

3 機器等は、低消費電力化及び低騒音化が図られた24時間365日連続稼動が可能な構造であること。

4 機器等は保守点検が容易に行えとともに、他のシステムに影響を与えることがない構造であること。

5 機器等は、操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状及び色調は既存の機器等と調和のとれたものであること。

6 本システムに何らかの障害が発生した際、一部の障害により画像伝送システム全体の障害や指令システムの障害へ波及しない構成とすること。

7 環境性能

環境性能は以下の要件を満たすこと。

(1) 屋内機器

ア 温度 0℃～35℃

イ 湿度 20%～80% (結露無きこと)

ウ 耐風速 風速 20m/s 以下：正常動作

風速 40m/s 以下：マニュアル操作可能

風速 60m/s 以下：非破壊

エ 防水規格 JIS C 0920 (噴流型) IPx5 準拠

(2) 屋外機器

ア 温度 -10℃～50℃

イ 湿度 20%～80% (結露無きこと)

第3章 機器の仕様

第1 機器構成

1 北消防署

項	装置名称	数量	備考
1 高所カメラ			
(1)	高所カメラ	2台	
(2)	ウォッシュタンク	2台	
2 中継設備			
(1)	中継箱	2台	
(2)	避雷設備	2台	中継箱内蔵
3 カメラローカル制御装置			
(1)	カメラローカル制御架	2台	
(2)	避雷端子部	2台	
(3)	エンコーダ	2台	
(4)	映像分配器	2台	
(5)	ウォッシュ制御部	2台	
(6)	ローカルモニタ	1台	2入力以上
(7)	無停電電源装置	2台	
(8)	ルーター	1台	

2 秋葉消防署

項	装置名称	数量	備考
1 高所カメラ			
(1)	高所カメラ	2台	
(2)	ウォッシュタンク	2台	
2 中継設備			
(1)	中継箱	2台	
(2)	避雷設備	2台	中継箱内蔵
3 カメラローカル制御装置			
(1)	カメラローカル制御架	2台	
(2)	避雷端子部	2台	
(3)	エンコーダ	2台	
(4)	映像分配器	2台	
(5)	ウォッシュ制御部	2台	
(6)	ローカルモニタ	1台	2入力以上
(7)	無停電電源装置	2台	
(8)	ルーター	1台	

3 西蒲消防署

項	装置名称	数量	備考
1 高所カメラ			
(1)	高所カメラ	2台	
(2)	ウォッシュタンク	2台	
2 中継設備			
(1)	中継箱	2台	
(2)	避雷設備	2台	中継箱内蔵
3 カメラローカル制御装置			
(1)	カメラローカル制御架	2台	
(2)	避雷端子部	2台	
(3)	エンコーダ	2台	
(4)	映像分配器	2台	
(5)	ウォッシュ制御部	2台	
(6)	ローカルモニタ	1台	2入力以上
(7)	無停電電源装置	2台	
(8)	ルーター	1台	

4 NTT 萬代橋ビル

項	装置名称	数量	備考
1 高所カメラ			
(1)	高所カメラ	2台	
(2)	ウォッシュタンク	2台	
2 中継設備			
(1)	中継箱	2台	
(2)	避雷設備	2台	中継箱内蔵
3 カメラローカル制御装置			
(1)	カメラローカル制御架	2台	
(2)	避雷端子部	2台	
(3)	エンコーダ	2台	
(4)	映像分配器	2台	
(5)	ウォッシュ制御器	2台	
(6)	ローカルモニタ	1台	2入力
(7)	無停電電源装置	2台	
(8)	ルーター	1台	
(9)	画面合成器	1台	
(10)	画面切替器	1台	

(11)	フレームシンクロナイザー	1台	
------	--------------	----	--

5 消防局

項	装置名称	数量	備考
1 カメラ制御装置			
(1)	カメラ制御架	1台	
(2)	デコーダ	8台	
(3)	文字信号発生装置	8台	
(4)	映像分配器	8台	
(5)	HDDレコーダ	1台	
(6)	映像信号合成器	1台	
(7)	ルーター	1台	
(8)	HUB	1台	
(9)	エンコーダ	1台	市役所配信用
2 カメラ操作卓			
(1)	カメラ制御部	1台	
(2)	映像モニタ	4台	
(3)	方向表示モニタ	1台	
(4)	タッチパネル	1台	
(5)	カメラ操作パネル	1台	
3 高所カメラ用モニタ			
(1)	大型液晶モニタ	4台	既設の全面表示盤に設置

6 市役所

項	装置名称	数量	備考
1 カメラ制御装置			
(1)	カメラ制御架	1台	
(2)	デコーダ	1台	
(3)	カメラ制御端末	1台	ノートPC
(4)	映像分配器	1台	危機管理室へ分配
(5)	モニタ	1台	
(6)	無停電電源装置	1台	1KVA以上
(7)	ルーター	1台	

第2 装置別機器仕様

1 カメラ設備（北消防署、秋葉消防署、西蒲消防署、NTT 萬代橋ビル）

(1) 高所カメラ

テレビジョン方式	1080/59.94i
撮像素子	約 213 万画素 CMOS
有効画素数	1000TV 本以上（標準）
最低被写体照度	0.003 ルクス以上 (F2.7, 1/30s, 動画最大感度, 蓄積モード, 出力 50%)
映像出力	HD-SDI
映像信号 S/N	64dB 以上 (DENOISE : ON, NR : OFF 時)
霞低減機能	有
レンズ倍率	光学 35 倍以上
焦点距離	15~525mm
左右旋回角度	左右 360° エンドレス
上下旋回角度	垂直 +20° ~-70° の要件を満たす

(2) ウォッシュタンク

約 10L のウォッシュ液用のタンクで、カメラ操作卓からの遠隔制御によりウォッシュ液放出とワイパー起動ができること。

(3) 中継箱

カメラ近傍に設置し、カメラ制御に必要なケーブルを敷設距離に応じたケーブル径に変更できること。

また、塩による機器への影響を可能な限り低くする設備を導入すること。

(4) エンコーダ

映像入力	HD-SDI 信号
ネットワーク	Ethernet 10Base-T/100Base-TX
映像符号化方式	H.264 又は H.265
電源	AC100V ± 10%
消費電力	50W 以下

(5) 映像分配器

映像信号	SMPTE424M 準拠 (3G-SDI) SMPTE292M 準拠 (HD-SDI) SMPTE259M 準拠 (SD-SDI) EN50083-9 (DVB-ASI) 各規格準拠
入力	1 回路
出力	4 回路以上

(6) ウォッシュ制御器

ウォッシュタンクを遠隔で制御し、ウォッシュ液を任意に噴出できること。設置場所及び、消防局で操作できること。

(7) ローカルモニタ

ディスプレイ	8型以上カラー液晶
解像度	800×480ピクセル以上
表示	2画面同時表示
入力信号	SD、HD、3G-SDI
消費電力	20W以下

(8) 無停電電源装置

定格入力電圧	100V/110V/115V/120V
起動電圧範囲	AC70±4～146±5V
入力電圧範囲	AC75±4～143±4V (90%以下の接続負荷時) AC85±4～143±4V (90%以上の接続負荷時)
最大電流	20A以上
出力容量	1600VA/1280W以上
切替時間	無瞬断
バックアップ時間	5分以上

(9) ルーター

LAN	10/100/1000BASE-T 5port (AutoMDI/MDI-X)以上 (うち 4port は SW-HUB)
コンソール	Dsub9 ピン-RJ45
転送性能(IPv4)	最大 2Gbps 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・ポートベース VLAN・リンクアグリゲーション機能・QoS (優先制御) 機能・ミラーリング機能・ループガード

(10) 画面合成器

ビデオ入力	3G-SDI、HD-SDI、SD-SDI いずれかを 4 入力
ビデオ出力	HD-SDI を 1 出力 DVI-D を 1 出力
画面表示	1 画面、左右 2 分割表示、4 分割画面

(11) 画面切替器

対応規格	SMPTE ST 2082-1 準拠 (12G-SDI) SMPTE ST 2081-1 準拠 (6G-SDI) SMPTE ST 424 準拠 (3G-SDI) SMPTE ST 292-1 準拠 (HD-SDI) SMPTE ST 259-C 準拠 (SD-SDI)
入力信号	NRZI/NRZ 信号 0.8V (p-p) 75Ω BNC 7 系統
出力信号	NRZI/NRZ 信号 0.8V (p-p) 75Ω BNC 4 系統
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDI 信号のリクロック機能 ・ 入力信号の自動判別による出力スルーレート切り替え機能 ・ 入力選択情報のバックアップ機能及び 32 パターンメモリー ・ 基準同期によるブランキングスイッチ機能

(12) フレームシンクロナイザー

SDI 入力	SMPTE 424M、SMPTE 292M、SMPTE 259M-C 準拠 0.8V (p-p) 75Ω BNC 1 系統
対応フォーマット	3G 1080pA、HD 1080i/720p、SD 480i (いずれも垂直周波数は 59.94Hz)
SDI 出力	SMPTE 424M、SMPTE 292M、SMPTE 259M-C 準拠 0.8V (p-p) 75Ω BNC (1 系統 2 分配)
ゲンロック入力	RS-170A 準拠 NTSC 標準同期信号もしくは 59.94Hz 3 値同期信号 75Ω BNC 1 系統 (ループスルー出力付)

2 消防局設備

(1) デコーダ

映像出力	HD/SD-SDI 信号
ネットワーク	Ethernet 10Base-T/100Base-TX
映像複合化方式	H. 264 又は H. 265
電源	AC100V±10%
消費電力	50W 以下

(2) 文字信号発生装置

フォント	4 書体以上
文字サイズ	最大 20 文字×10 行ページ (日本語フォント、全角)
文字色	フルカラー、行単位で設定可能
入出力	3G/HD/SD-SDI 75Ω BNC x 2 (1 系統 x2 出力)
消費電力	50W 以下

(3) 映像分配器

映像信号	SMPTE424M 準拠 (3G-SDI) SMPTE292M 準拠 (HD-SDI) SMPTE259M 準拠 (SD-SDI) EN50083-9 (DVB-ASI) 各規格準拠
入力	1 回路
出力	4 回路以上

(4) HDDレコーダ

ハードディスク容量	4TB 以上
録画可能ディスク	HDD、DVD、BD 等
入力端子	12G/6G/3G/HD-SDI 端子、HDMI 端子、アナログ音声端子
出力端子	12G/6G/3G/HD-SDI 端子、HDMI 端子、アナログ音声端子
ネットワーク	LAN 端子 (1000BASE-T/100Base-TX/10BASE-T)

(5) 画面合成器

ビデオ入力	3G-SDI、HD-SDI、SD-SDI いずれかを 4 入力
ビデオ出力	HD-SDI を 1 出力 DVI-D を 1 出力
画面表示	1 画面、左右 2 分割表示、4 分割画面

(6) ルーター

LAN	10/100/1000BASE-T 5port (AutoMDI/MDI-X)以上 (うち 4port は SW-HUB)
コンソール	Dsub9 ピン-RJ45
転送性能(IPv4)	最大 2Gbps 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・ポートベース VLAN・リンクアグリゲーション機能・QoS (優先制御) 機能・ミラーリング機能・ループガード

(7) HUB

スイッチング容量	128Gbps 以上
インターフェース	10/100/1000BASE-T×24
IPv6 管理	可
対応認証方式	802.1X 認証、MAC 認証、WEB 認証、トリプル認証、マルチステップ認証、ローカル認証

(8) エンコーダ

映像入力	HD-SDI 信号
ネットワーク	Ethernet 10Base-T/100Base-TX
映像符号化方式	H.264 又は H.265
電源	AC100V±10%
消費電力	50W 以下

(9) カメラ制御部

CPU	インテル Xeon E-2278GEL 相当
動作周波数	2.00GHz 以上
メモリ	8GB 以上
記憶装置	500GB 以上ミラーリング
OS	Windows11 IOT Enterprise LTSC2024 相当

(10) 映像モニタ

サイズ	23 型以上
輝度	250cd/m ² 以上 (標準)
最大表示色	約 1,677 万色
信号入力コネクタ	HDMI×1 / DisplayPort×1 以上
スピーカー	2W 以上×2

(11) 方向表示モニタ

サイズ	15 型以上
輝度	400cd/m ² 以上 (標準)
最大表示色	約 1,677 万色
信号入力コネクタ	HDMI×1 / DisplayPort×1 以上
スピーカー	2W 以上×2

(12) タッチパネル

サイズ	23 型以上
輝度	250cd/m ² 以上 (標準)
最大表示色	約 1,677 万色
信号入力コネクタ	HDMI×1 / DisplayPort×1 以上
スピーカー	2W 以上×2
タッチパネル方式	投影型静電容量方式

(13) カメラ操作パネル

ジョイスティック、レバー等を用いてカメラの遠隔制御が直感的に行えること。
1 台のパネルで複数のカメラの操作ができること。カメラのみでなく、ウォッシュ
ャや HDD レコーダ等の付属機器も操作できること。

(14) 高所カメラ用モニタ

サイズ	40 型以上
最大解像度	3,840×2,160 の要件を満たす
輝度	350cd/m ² 以上 (標準)
信号入力コネクタ	HDMI、 DisplayPort、 USB TypeC

3 市役所設備

(1) デコーダ

映像出力	HD/SD-SDI 信号
ネットワーク	Ethernet 10Base-T/100Base-TX
映像複合化方式	H. 264 又は H. 265
電源	AC100V±10%
消費電力	50W 以下

(2) カメラ制御装置

サイズ	15.6 型以上
解像度	1920×1080 の要件を満たす
CPU	Core Ultra 5 相当
メモリ	8GB 以上
記憶装置	500GB 以上
出力	HDMI×1 以上

(3) 映像分配器

映像信号	SMPTE424M 準拠 (3G-SDI) SMPTE292M 準拠 (HD-SDI) SMPTE259M 準拠 (SD-SDI) EN50083-9 (DVB-ASI) 各規格準拠
入力	1 回路
出力	4 回路以上

(4) 高所カメラモニタ

サイズ	21 型以上
輝度	250cd/m ² 以上 (標準)
最大表示色	約 1,677 万色
信号入力コネクタ	HDMI、DisplayPort
スピーカー	1W 以上×2

(5) 無停電電源装置

定格入力電圧	100V/110V/115V/120V
起動電圧範囲	AC70±4～146±5V
入力電圧範囲	AC75±4～143±4V (90%以下の接続負荷時) AC85±4～143±4V (90%以上の接続負荷時)
最大電流	10A 以上
出力容量	1000VA/700W 以上

切替時間	無瞬断
バックアップ時間	5分（700W）以上

(6) ルーター

LAN	10/100/1000BASE-T 5port（AutoMDI/MDI-X）以上（うち 4port は SW-HUB）
コンソール	Dsub9 ピン-RJ45
転送性能（IPv4）	最大 2Gbps 以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートベース VLAN ・リンクアグリゲーション機能 ・QoS（優先制御）機能 ・ミラーリング機能 ・ループガード

第3 装置別機能仕様

1 高所カメラ

(1) カメラ設備

ア 光学 35 倍（光学 2 倍エクステンダ付 合計 70 倍）以上のズームレンズ搭載のカメラを各設置場所 2 台ずつ設置すること。設置に当たっては、既存カメラ架台を流用して取り付けること。

イ 360 度エンドレス旋回し、撮影可能であること。

ウ ケーブル長を考慮し、配線中継箱を設置すること。

エ 既存配線及び配管は撤去し、新品を敷設すること。ただし、配管については、既存流用が可能な場合には本市と協議した上で使用することができる。

(2) カメラ制御装置

ア カメラ操作パネルには、HDD レコーダの録画及び停止のボタンを設け、指定時間で自動停止する機能を有すること。録画するカメラ映像を選択できること。

イ 撮影映像は、BD-R、DVD-R 等のメディアに書き出すことができること。

ウ 災害発生時の災害点への自動旋回時は、最大 8 台のカメラが災害点場所によりカメラ自動選別したうえで旋回すること。

エ 自動旋回時は、各設置場所の災害地点に近い方のカメラを自動で表示し、固定指示するまで 3 箇所のカメラ映像をシーケンシャルで表示すること。

オ 災害受付し高所カメラが災害点に自動旋回した場合には、映像をあらかじめ設定した時間、自動録画すること。録画するカメラ映像は災害地点にもっとも近いカメラを自動選択すること。録画対象のカメラの切替はボタン押下等容易な操作で実施できること。

カ タッチパネルでの操作で自動録画時間の設定変更ができるとともに、カメラ操作パネルで録画時間の延長ができること。録画は全てハードディスクにて行うこと。

キ 撮影映像が判別できるようにカメラ名称を高所カメラ映像に重畳すること。

ク 高所カメラ映像に表示する時刻は、指令システムの時刻と同期すること。または、GPS 等を使用して高精度な時刻データを受信し、接続されたネットワーク機器で正確な時刻情報を表示すること。

ケ 高所カメラ映像に時刻（年・月・日・時・分・秒）及び撮影地点町丁目名を文字で重畳設定ができる文字スーパー機能を有すること。なお、高所カメラが目標等を検索途中及び旋回中である場合は、検索途中がわかるように色を可変し、目標等を検索完了時は通常色の文字表示にできること。これにより、夜間でも、カメラの旋回が停止し、検索が完了したことが判断できること。

コ 保守メンテナンス及び高所カメラ障害発生時には、ローカルモニタやローカル操作器を使用し、調査を容易に行えること。

サ 指令センター大型表示盤システムにカメラ映像及び録画映像を表示できること。

シ 各設置場所のカメラ映像は、4 画面合成し各署など外部配信可能なこと。

(3) カメラ操作卓

ア カメラ操作卓では、手動による高所カメラの操作が可能であること。また、カメラの方向制御は、専用器のカメラ操作パネルを設け容易に行えること。

イ 指令システム自動出動指定装置と連動し、災害時には災害点に向けて自動で旋回を行うカメラを任意に設定できること。

ウ 次のカメラの制御及び設定がカメラ操作パネルででき、仕様は以下とすること。

- (ア) 監視制限区域設定 (オン/オフ)
- (イ) HDD レコーダ録画設定 (録画/停止/延長)
- (ウ) 高所カメラ・ワイパー (オン/オフ/間欠)
- (エ) 文字表示機能 (オン/オフ)
- (オ) カメラ・感度切替え (自動/1~4 段階)
- (カ) カメラ・自動旋回設定
- (キ) カメラ・エクステンダレンズ選択
- (ク) カメラ・ズームレンズ制御 (望遠/広角/禁止)
- (ケ) カメラ・フォーカス制御 (遠/近/オート)
- (コ) カメラ・撮影位置操作
- (サ) カメラ・撮影位置記憶
- (シ) ウォッシャ (オン/オフ)
- (ス) 霞低減 (OFF/LOW/HIGH)
- (セ) 操作カメラの切替選択
- (ソ) 視聴カメラの切替選択

エ その他

(ア) 高所カメラの遠隔制御は、災害地点情報及びタッチパネルから町丁目名又は目標物名の指定により、目標地点へ高所カメラを旋回させる目標地点自動旋回機能を有すること。

(イ) 町丁目名は、指令システム地図等検索装置で取り扱う管轄区域全ての町丁目名とすること。

(ウ) 目標地点名は、任意に 200 ヶ所以上登録でき、フォーカス、ズーム、パン、チルトを登録できること。地図等検索装置の地図範囲外でも、カメラの撮影範囲内であれば、管轄外区域の地名・座標情報を収容し、地名情報以外に特定の施設や山、高速道路基準点、空港などの情報を登録可能なものとすること。

(エ) 過去災害連動地点にカメラを自動旋回できること。過去連動履歴は、200 件以上記録されること。

(オ) 手動動作の機能として、カメラ操作を行う卓面に操作時点の状態を記憶する専用スイッチを設けること。この際、フォーカス、ズーム、パン、チルトもあわせて、再現できること。

(カ) 高所カメラは、霧・霞による視界不良を軽減させる霞低減機能を有し、カ

- メラ操作パネルの専用スイッチで ON/OFF の切替えができること。
- (キ) カメラの撮影位置情報と地図等検索装置の情報から、撮影地点名を検索し地名を画面上に表示する撮影地点名表示機能を有すること。また、装置は、自動出動指定装置、地図等検索装置にネットワーク接続し、災害発生時に自動的に連動操作する機能を有すること。
 - (ク) 指令システムで地図情報を更新した場合は、最小限の作業においてオンラインで本装置にデータ転送が可能なものとする。
 - (ケ) 自動旋回中や手動操作中にプライバシーを侵害しないように、予め設定した位置及び撮影距離に対して、自動的にズームレンズを最大広角する監視制限区域設定を有すること。設定した監視制限区域を抜けた場合には、元のズーム位置に自動で戻る機能を有すること。なお、災害連動時には、自動的に解除されること。
 - (コ) 個人情報保護機能として、緊急時以外にカメラのズーム操作を禁止するスイッチをカメラ操作パネル面に設けること。ズーム禁止を解除する場合は、タッチパネルでパスワードを入力する機能を設けること。
 - (サ) 高所カメラが撮影してズーム、パン、チルト動作に準じ、リアルタイムに撮影範囲を扇形で描画する方向表示機能を有すること。マウスを使用し、地図上で拡大／縮小が行えること。また、ホームボタンを設け指定縮尺に戻る機能を有すること。
 - (シ) 各カメラ設置場所の2台のカメラには、オートパン機能を有すること。オートパンは、2台のカメラがセットになり、1台のカメラで360度監視しているような動作とすること。

2 既設設備接続

(1) 大型表示盤

- ア 指令センター大型表示盤に高所カメラを表示できること。
- イ 接続は、デジタル信号で接続とし、既設のカメラ映像と同等数とすること
- ウ 接続にあたっては、必要に応じて設定変更を実施し、表示ずれが無いようにすること。
- エ 災害時に自動録画した映像も表示盤に表示できるように既設表示盤メーカーと協議すること。
- オ 系統追加となる接続に関しては、既設表示盤メーカーと協議すること。
- カ 接続解像度は、1920×1080@59.94Hz のインターレスとすること。既設システムに影響の出る場合は、既設メーカーと協議の上、正常に表示ができるよう努めること。
- キ 既設システム同様に高所カメラシステムと指令システムとのセッションが切断された場合には、指令センター内のシステム監視装置に障害アラームが上がるようにすること。試験方法、立会い、確認試験実施については、指令システムメーカーと協議すること。

- ク 既設指令システム同様に、災害時は、カメラが災害点に自動旋回すること
- ケ 既存では、指令センター大型表示盤の制御装置と高所カメラ制御装置が1台の制御装置で運用している。既存同様に1台の制御装置で操作できるようにすること。

(2) 庁舎内表示盤

中央署、局長室、3階事務室、4階事務室（指令課、警防課及び救急課）等に館内共聴システムを通じてカメラ映像が表示できていることの確認を行うこと。

第4章 据付等の仕様

第1 一般事項

1 据付施工等の範囲

本システムの据付施工等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 納入機器の据付
- (2) 納入機器に要する電源線、接地線等の配線
- (3) 機器相互間のケーブル敷設接続及びLAN配線
- (4) 電源設備（無停電電源装置を含む。）の据付配線
- (5) 既設機器とのケーブル敷設接続
- (6) NTT東日本株式会社との責任分界点から当市接続機器までの配線
- (7) その他、本仕様書に記載のないシステムの機能上必要な事項

2 安全管理

- (1) 作業現場の安全衛生に関する管理は、主任担当者が管理者となり関係法令等に従って行うこと。ただし、別に業務実施現場を管理する管理者（以下「管理者」という。）が定められた場合にはこれに協力すること。
- (2) 管理者は、常に作業の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、作業等者の出入りの監督、火災の予防、盗難の防止、風紀及び衛生管理について十分な注意を払うこと。

なお、庁舎等の構内で作業を行う場合は、当該庁舎等の諸規定に従うこと。

- (3) 作業現場は常に整理整頓し、危険個所の点検を行い事故発生の防止に努めること。

3 災害及び公害の防止

作業に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、次の事項を厳守すること。

- (1) 第三者に災害を及ぼさないこと。
- (2) 公害の防止に努めること。
- (3) 管理者の細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、本市と協議を行うこと。
- (4) 豪雨、出水、強風等の自然災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じること。
- (5) 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、本市に報告すること。

4 養生

既存部分、据付施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生を行うこと。

第2 機器及び材料

1 機器及び材料（以下「機材」という。）は、既設装置に付随するものを除き、全て新品を使用すること。

2 機材は第1章第6に規定する規格に適合したものを使用すること。

第3 据付

1 一般事項

(1) 据付施工については、耐風、耐水、耐震及び耐久性が十分考慮されたものであること。

(2) 無線鉄塔上に設置される機材は、無線鉄塔への影響が十分考慮されたものであるとともに、無線鉄塔自体に何ら影響を与えないものであること。

また、無線鉄塔への影響がある場合は、受託者の負担において改善（補強等）を実施した後に据付施工を実施すること。

(3) 据付施工は当市の承認を受けた設計承諾図及び整備工程表等に従って実施すること。

(4) 管理者は据付施工に携わる者の資格について管理し、作業者等に作業員章を義務づけること。

2 荷重バランス

カメラ架台及び支柱については既存流用も可能とする。カメラの設置の際には、以下に留意し、施工図面を提示し協議すること。

(1) 既存のカメラ構成は、異なる重量のカメラ2台を1組としているため、荷重バランス及び鉄塔への負荷を考慮し、鋼材の増減すること。

(2) 穴の位置や高さを変更する場合は、架台を追加するとともに、鉄塔の荷重バランスを考慮すること。

第4 記録等

1 記録

打合せ内容及び指示事項等について記録し、本市へ提出すること。

2 据付施工写真

据付施工着手前、完了後及び据付施工中の隠蔽となる個所並びに主要な段階での施工状況等の写真を整理し、電子データと共に本市に提出すること。

第5 仮設物等

1 受託者用事務所、材料置場等の仮設物等を本市の施設内に設置する場合は、設置位置及び設置期間等について当市の承認を受けること。

2 上記1により設置した仮設物等は完成検査後又は不要となった時点で速やかに撤去するとともに、清掃及び地ならし等を行い、現状復旧を図ること。

第6 避雷針及び接地

無線鉄塔上に設置される機材が既設避雷設備の保護角の範囲内に設置されない場合は、新たに避雷針を設置すること。

また、避雷針を設置する場合は保安用接地の規格に準じた設置とすること。

第7 機材の加工仕上げ

1 鋼材の加工仕上げ

(1) 機材を無線鉄塔上に据付ける際に使用される鋼材は、切断箇所や穴等はなめらかに仕上げること。

(2) 溶接は部材に歪みを起こさないように行い、内部に「す」の発生がないよう滑らかに仕上げること。

2 塗装及び錆止め処理

(1) 屋外用鋼材は、当市の指定した個所について必要な塗装を行うこと。

(2) 鋼材（ボルトを含む。）の錆止め処理は屋内用及び屋外用いずれについても必要なメッキ塗装を施すこと。

(3) 穴あけ、切断、切削等の加工を行った場合は、加工面を仕上げた後に錆止め処理を行うこと。

3 据付

(1) 共通事項

ア 機材等の据付は、振動による誤作動等の発生防止と機器の移動、転倒を防止するために、ボルト等により床に固定する等の耐震方法による施工とすることし、地震等を考慮して強度に余裕のあるものを選定し使用すること。

イ 当市が指定する機材は、スラブからフリーアクセス床と同じ高さの架台を設置して据付けること。

(2) 床面の固定

ア 機材は調整架台等を使用して垂直に据付けること。

イ 調整架台を取り付けることができない装置架は直接取り付けること。

ウ 床面の固定は、アンカーボルトを用いて4箇所以上（特別な場合を除く。）とする。

(3) 無線鉄塔上の固定

ア 無線鉄塔上に据付ける機材は、風圧や振動による機器の破損や落下を防止するため、強固な鋼材及びボルト等を用いて、無線鉄塔の主要構造部に固定すること。

イ 無線鉄塔上への機材据付については、既存の消防救急無線の運用に障害とならないように十分考慮すること。

ウ 無線鉄塔上への据付位置は、次のとおりとする。

(ア) 北消防署無線鉄塔 地上高約4.4mリング上

(イ) 秋葉消防署無線鉄塔 地上高約3.2mリング上

(ウ) 西蒲消防署無線鉄塔 地上高約3.2mリング上

4 配線・配管

(1) ケーブル敷設

ア ケーブル類（電源線及び通信線）配線は、第1章総則第6に規定する規格及び日本電線工業会等の規格に適合したものを使用すること。

イ 電源線と信号線等は同一に束ねないこと。

また、他に影響を及ぼす可能性のある配線は適切に処置を行うこと。

(2) 配管等

ア 屋内、屋外を問わず、配線を保護する必要がある場合は、ダクト、電線管、プロテクター等の器具により適切に処置を行うこと。

イ 他の装置の強電流線等に接近又は交差して配線する場合は規定の距離を確保すること。

(3) 線端処理

線端処理は、ケーブルの種類に応じて適切な処理を行うこと。

(4) ケーブル貫通口

防火壁等を貫通してケーブルを敷設する個所は、埋め戻し及び防火処理を確実にすること。

第8 電源設備

1 適用規則等

電源設備の改修又は施工を行う場合は、第1章総則第6に規定する関連文書に基づく有資格者及び施工方法で実施すること。

2 電源設備（無停電電源装置を含む。）の据付

電源設備の据付は、防振対策及び耐震工事の方法により実施すること。

また、フリーアクセス床に設置する場合は、架台設置により据付けるものとする。

なお、ラック内に無停電電源装置を収納する場合はこの限りではない。

3 配線・配管

配線・配管は第7の4に準ずる。

4 分電盤等

本システムの据付けにあたり、専用分電盤が必要となる場合は、受託者が設置すること。

第9 撤去作業

1 不要となった既設機器、ケーブル等については、全て撤去すること。

2 既設機器の撤去時期及び撤去後の処理については、当市の指示に従うこと。

3 撤去した物品については、指定の場所に集約すること。集約後、産廃前に廃棄又は保管を指示することとし、廃棄指示した物品のみを廃棄すること。

※ 添付資料

- 別図 1 消防局平面図
- 別図 2 - 1 北消防署通信機械室平面図
- 別図 1 - 2 北消防署無線鉄塔図
- 別図 3 - 1 秋葉消防署通信機械室平面図
- 別図 3 - 2 秋葉消防署無線鉄塔図
- 別図 4 - 1 西蒲消防署通信機械室
- 別図 4 - 2 西蒲消防署無線鉄塔図
- 別図 5 市危機管理防災局平面図
- 別図 6 - 1 N T T 万代橋ビル 6 階平面図
- 別図 6 - 2 N T T 万代橋ビル 6 階機器配置図

1 2 3 4 5 6 7

TN
 衛星方向 (SB-B2)
 AZ 145° 24' 00"
 EL 40° 00' 00"

既設ケーブルラック セパレータ付 (消防財産)	EM-8D-FBx2	新設
	EM-1E5.5sq	
	EM-FCPEEO.65-3P	
	EM-CE3.5sq-2C	
	EM-1E5.5sq	

機器名・凡例

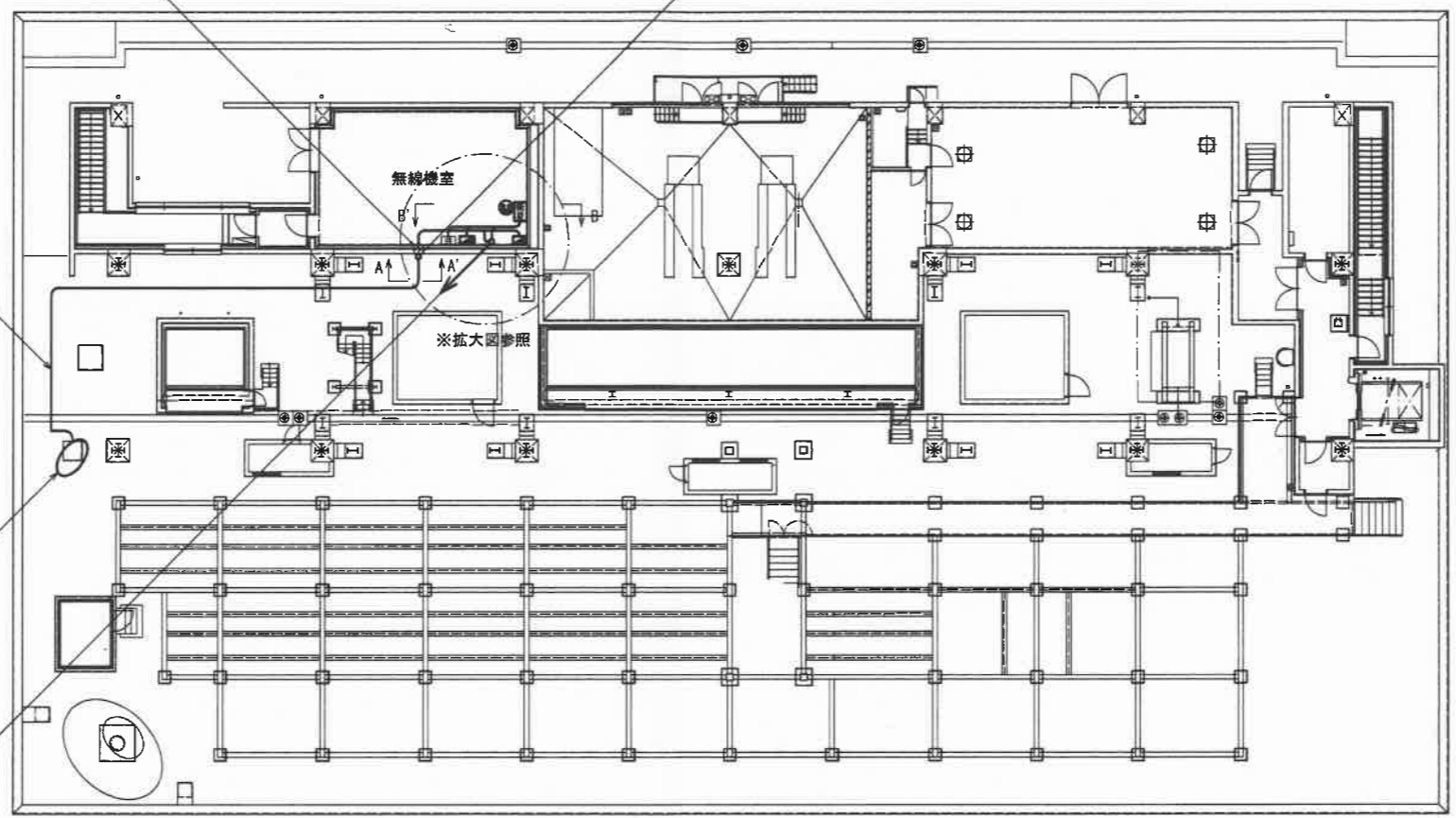
	一斉受令操作部
	三色信号灯
	個別電話機
	分電盤
	衛星系電源箱
	既設共設設備
	既設MDF
	既設端子盤
	衛星通信装置収容架
	3Pコンセント
	小容量交換機

既設ケーブルラック セパレータ付 (消防財産)	EM-8D-FBx2	新設
	EM-1E5.5sq	
	EM-FCPEEO.65-3P	
	EM-CE3.5sq-2C	
	EM-1E5.5sq	

1.8mφアンテナ装置 (VSAT用アンテナ)
 融雪装置兼電タイプ付
 ベースマウント架台 (既設流用)

既設ケーブルラック (消防財産)	EM-ICT0.5-4P	新設
	EM-ICT0.5-10Px2	
	EM-UTP (CAT5e) (兼) x3	

4階へ (耐火処理)



5階平面図

フリーアクセス	EM-8D-FBx2	新設
	EM-1E5.5sq	
	EM-FCPEEO.65-3P	
	EM-ICT0.5-4P	
	EM-ICT0.5-10Px2	
	EM-UTP (CAT5e) (兼) x3	
	EM-S-5C-FB	
EM-CE3.5sq-3C		

フリーアクセス	EM-S-5C-FB	新設
	EM-CE3.5sq-3C	

既設ケーブルラック (消防財産)	EM-8D-FBx2	新設
	EM-1E5.5sq	
	EM-FCPEEO.65-3P	
	EM-CE3.5sq-2C	
	EM-1E5.5sq	

既設ケーブルラック (消防財産)	EM-CE3.5sq-2C	新設
	EM-1E5.5sq	

交流分電盤 (画像伝送設備) (消防財産) 新設

既設ケーブルラック (消防財産)	EM-8D-FBx2	新設
	EM-1E5.5sq	
	EM-FCPEEO.65-3P	

既設貫通口 流用

複合盤 (5T-1, OAS-1) 既設
(消防財産)

※拡大図

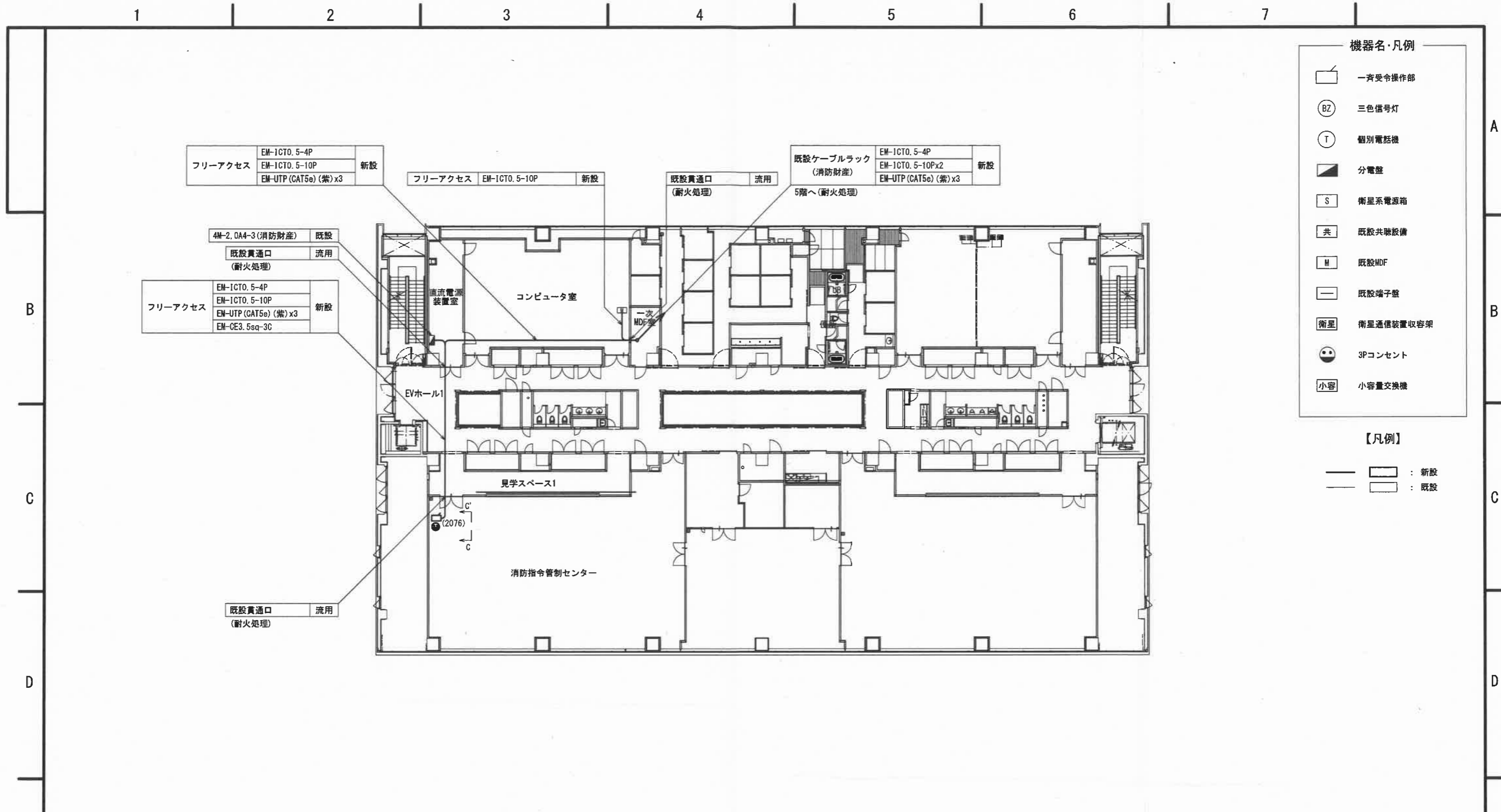
版	年月日	訂正記事	発行年月日	2017.06.30
1	2017.06.30	完成図	尺度 1/300	単位 mm
			承認	査閲 担当
			熊野 伊藤	庄島 青木

新潟県情報通信ネットワーク
 (新潟県防災行政無線) 更新工事
 5階平面図
 新潟市消防局
 図面番号 098-04-01
 新潟県

1 2 3 4 5 6 7

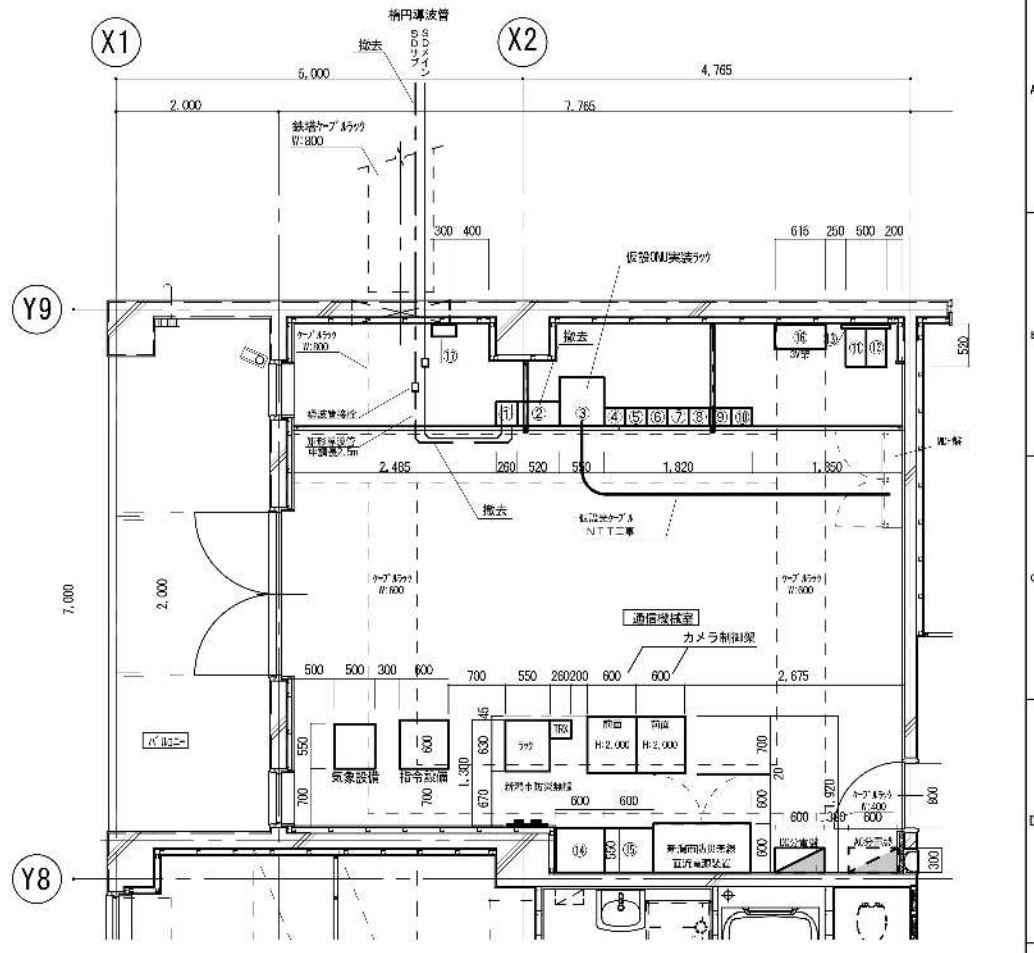
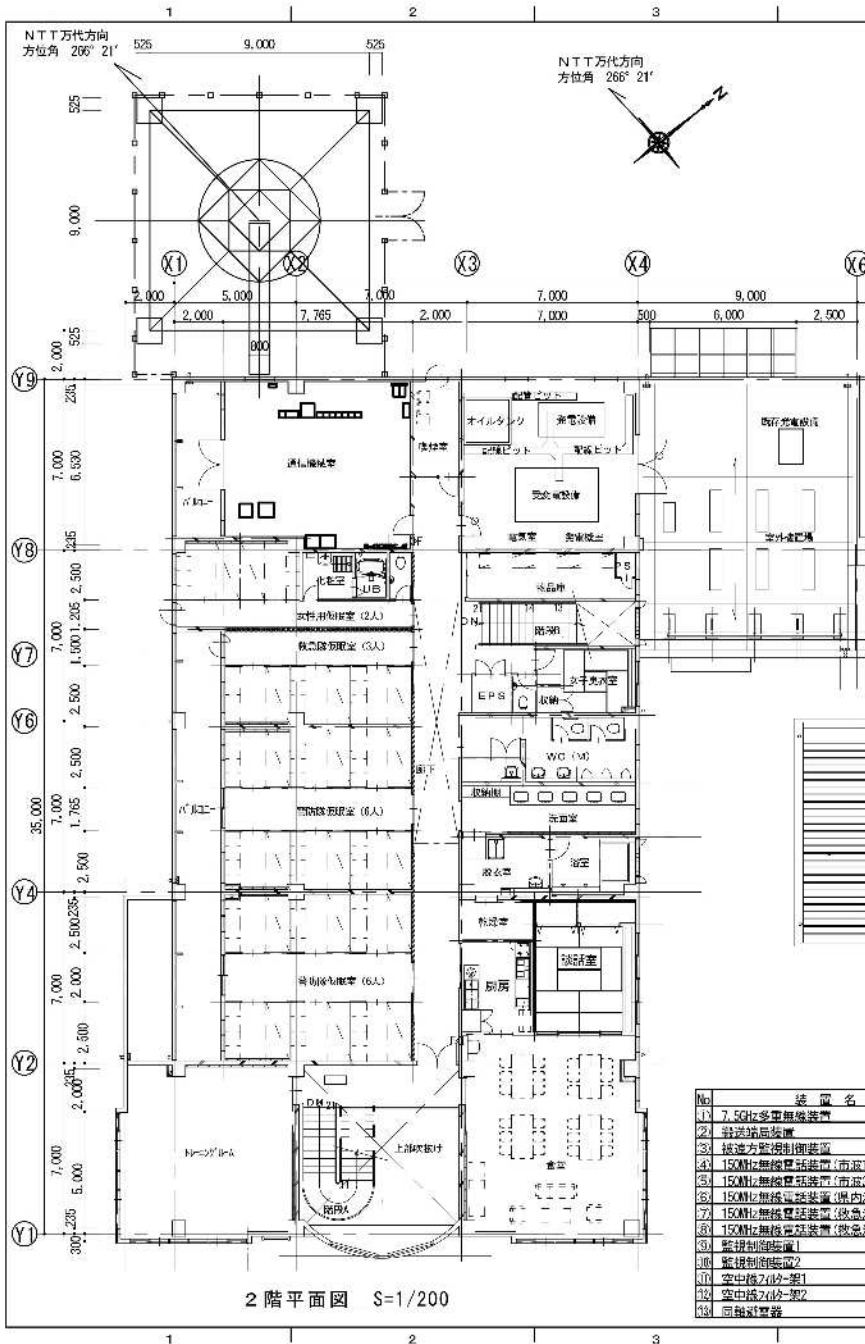
B
C
D
E
F

A
B
C
D
E



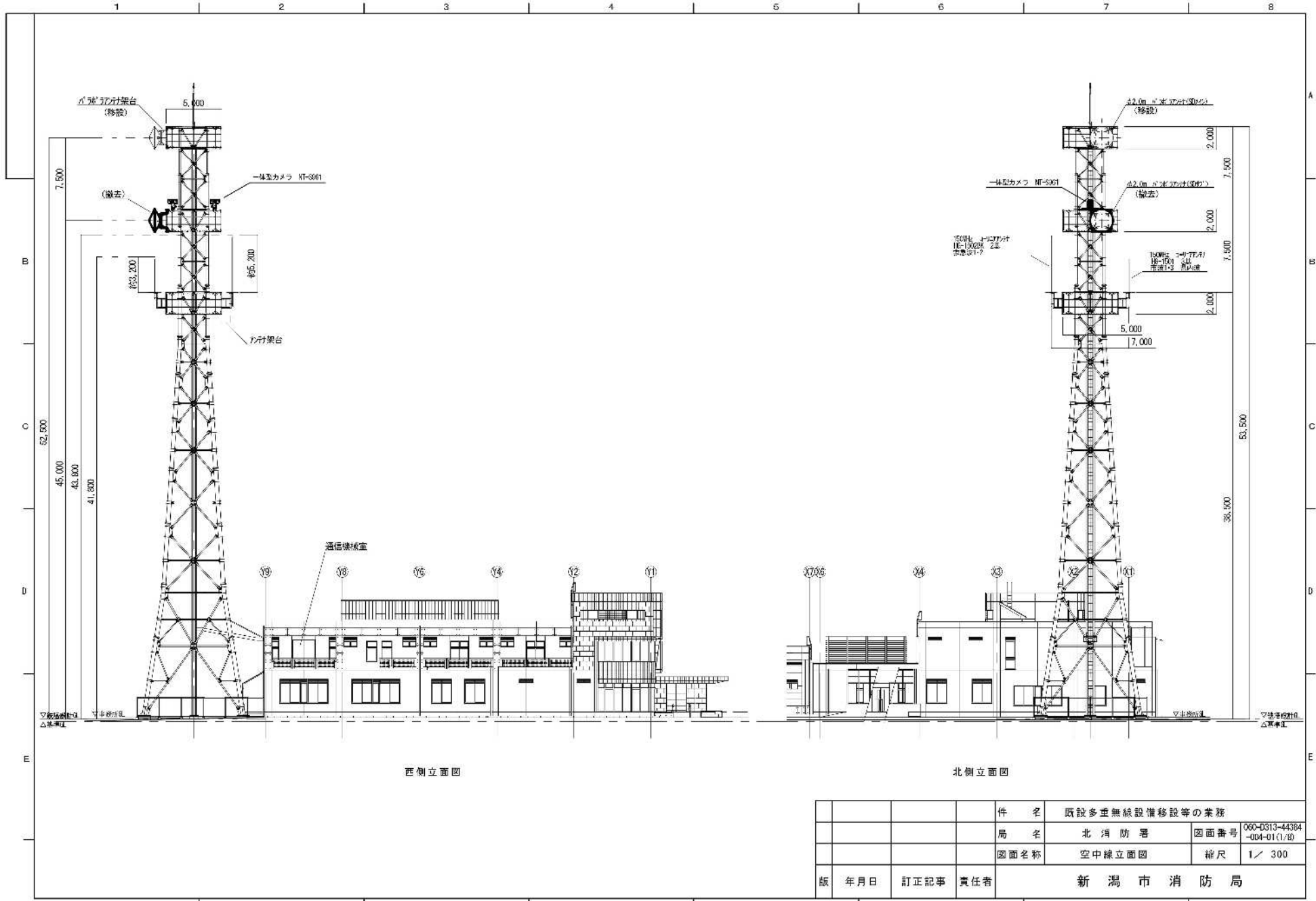
4階平面図

版	年月日	訂正記事	発行年月日	2017. 06. 30	新潟県情報通信ネットワーク (新潟県防災行政無線)更新工事 4階平面図 新潟市消防局			
1	2017. 06. 30	完成図	尺度 1/300	単位 mm				
			承認	査閲 担当				
			熊野	伊藤	庄島	青木	図面番号	098-04-02
							新潟県	



No	装置名	No	装置名
11	7.5GHz多重無線装置	14	直流電源装置1
12	送信機設置	15	直流電源装置2
13	接收機設置	16	MF
14	15MHz無線電話装置(市営1)	17	パネルレーザ
15	15MHz無線電話装置(市営2)		
16	15MHz無線電話装置(市営3)		
17	15MHz無線電話装置(市内線)		
18	15MHz無線電話装置(緊急線1)		
19	15MHz無線電話装置(緊急線2)		
20	監視制御装置1		
21	監視制御装置2		
22	空中線Z/F外-第1		
23	空中線Z/F外-第2		
24	面検測装置		

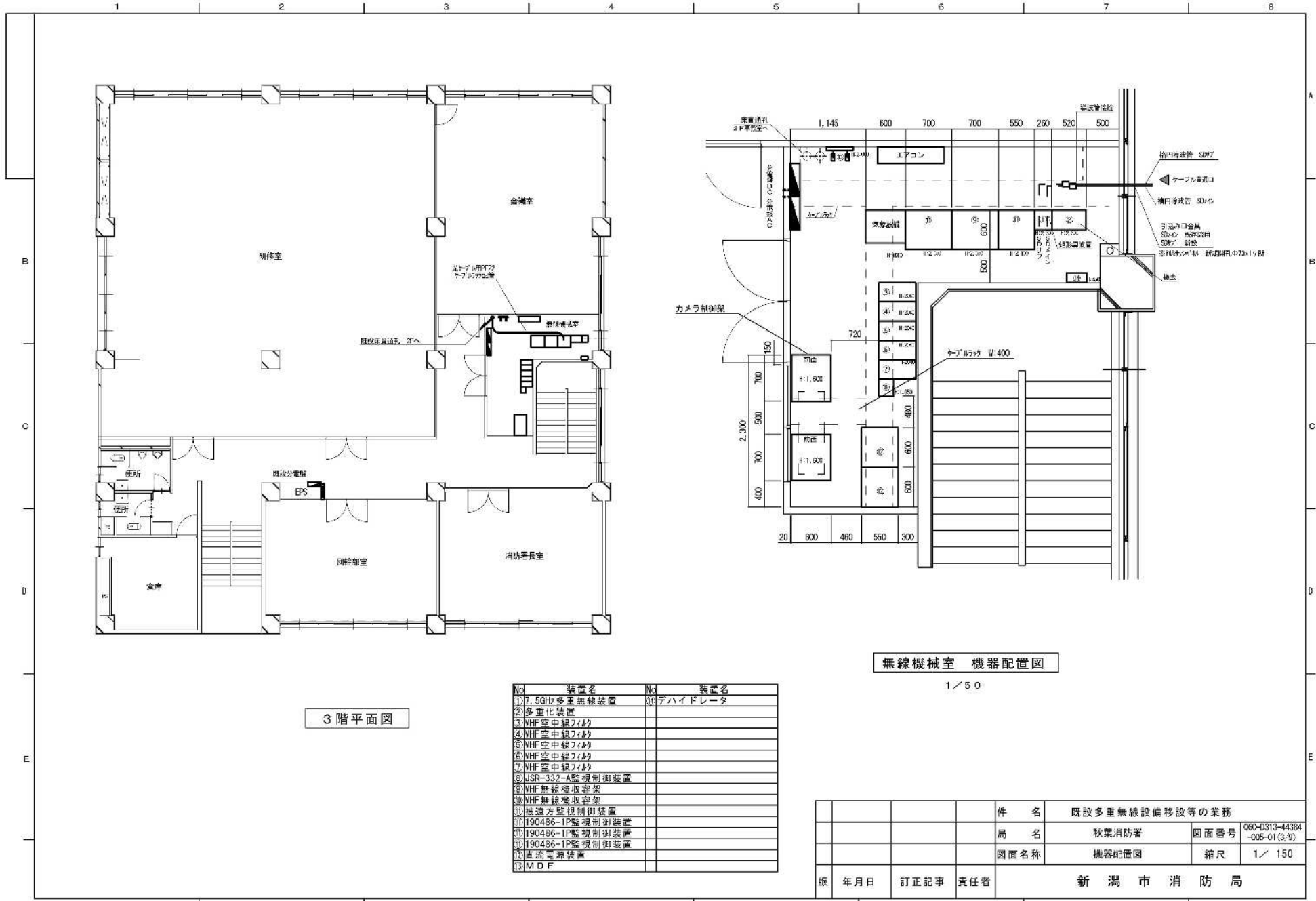
版	年月日	訂正記事	責任者	件名	局名	図面番号	図面名称	箱尺
				既設多重無線設備移設等の業務	北消防署	060-013-44384 -004-01 (3/8)	機器配置図	1/200 1/60
				新潟市消防局				



西側立面図

北側立面図

件名	既設多重無線設備移設等の業務		
局名	北消防署	図面番号	060-0313-44364-004-01(1/3)
図面名称	空中線立面図	縮尺	1/300
版	年月日	訂正記事	責任者
			新潟市消防局



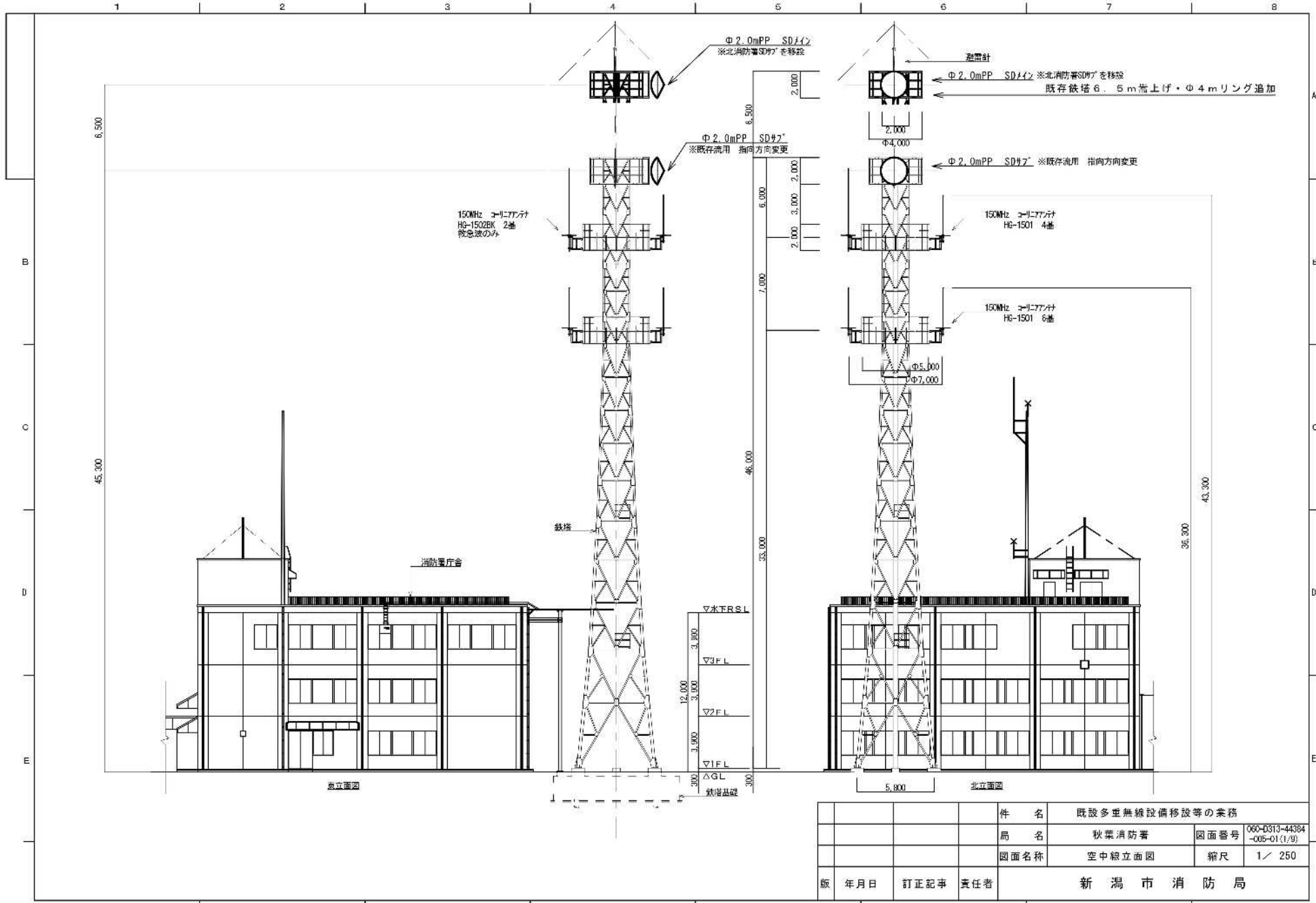
3階平面図

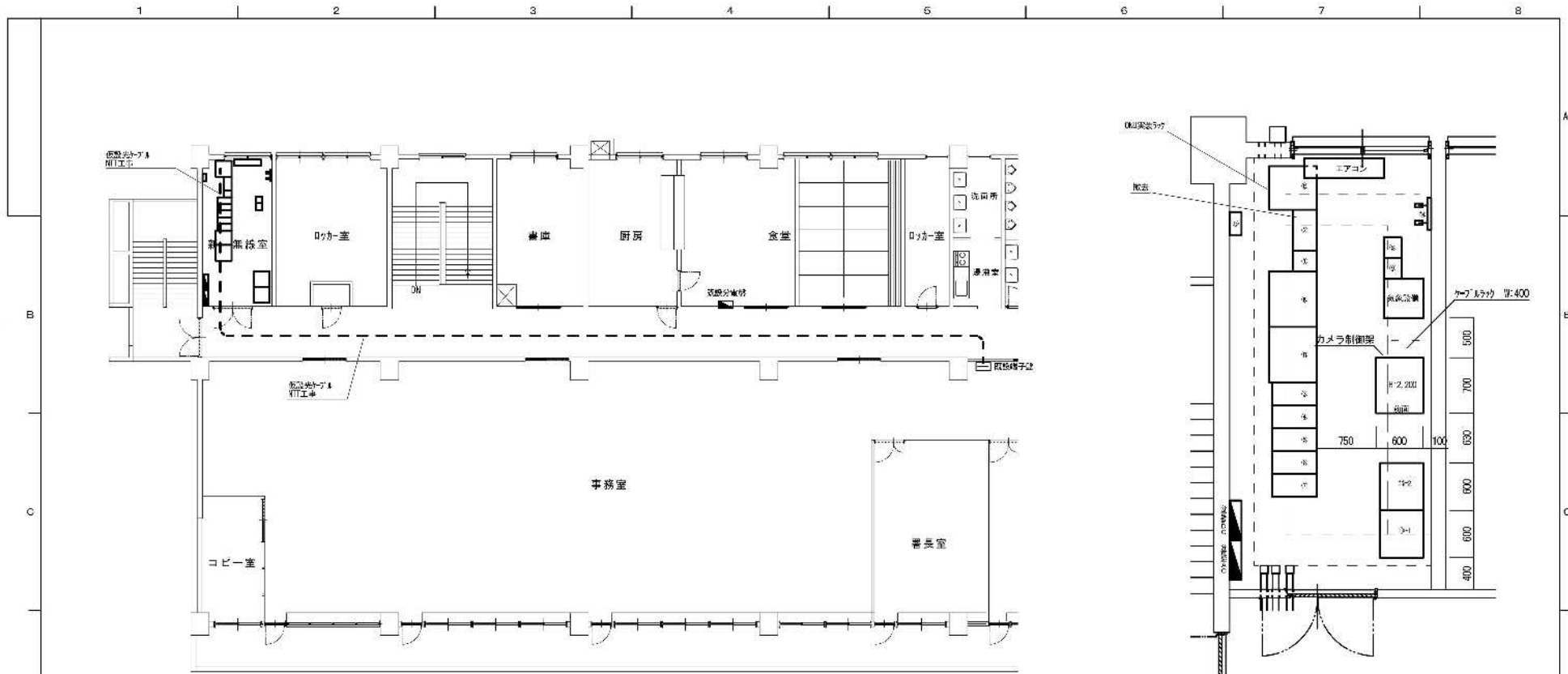
無線機械室 機器配置図

1/50

No	装置名	No	装置名
1	7.5GHz多重無線装置	30	テハイドレータ
2	多重化装置		
3	WHF空中線24dB		
4	WHF空中線24dB		
5	WHF空中線24dB		
6	WHF空中線24dB		
7	WHF空中線24dB		
8	WHF空中線24dB		
9	JSR-332-A監視制御装置		
10	WHF無線接收容量		
11	WHF無線接收容量		
12	無線電源装置		
13	MDF		

件名	既設多重無線設備移設等の業務		
局名	秋葉消防署	図面番号	060-0313-44364-005-01(3/3)
図面名称	機器配置図	縮尺	1/150
版	年月日	訂正記事	責任者
			新潟市消防局





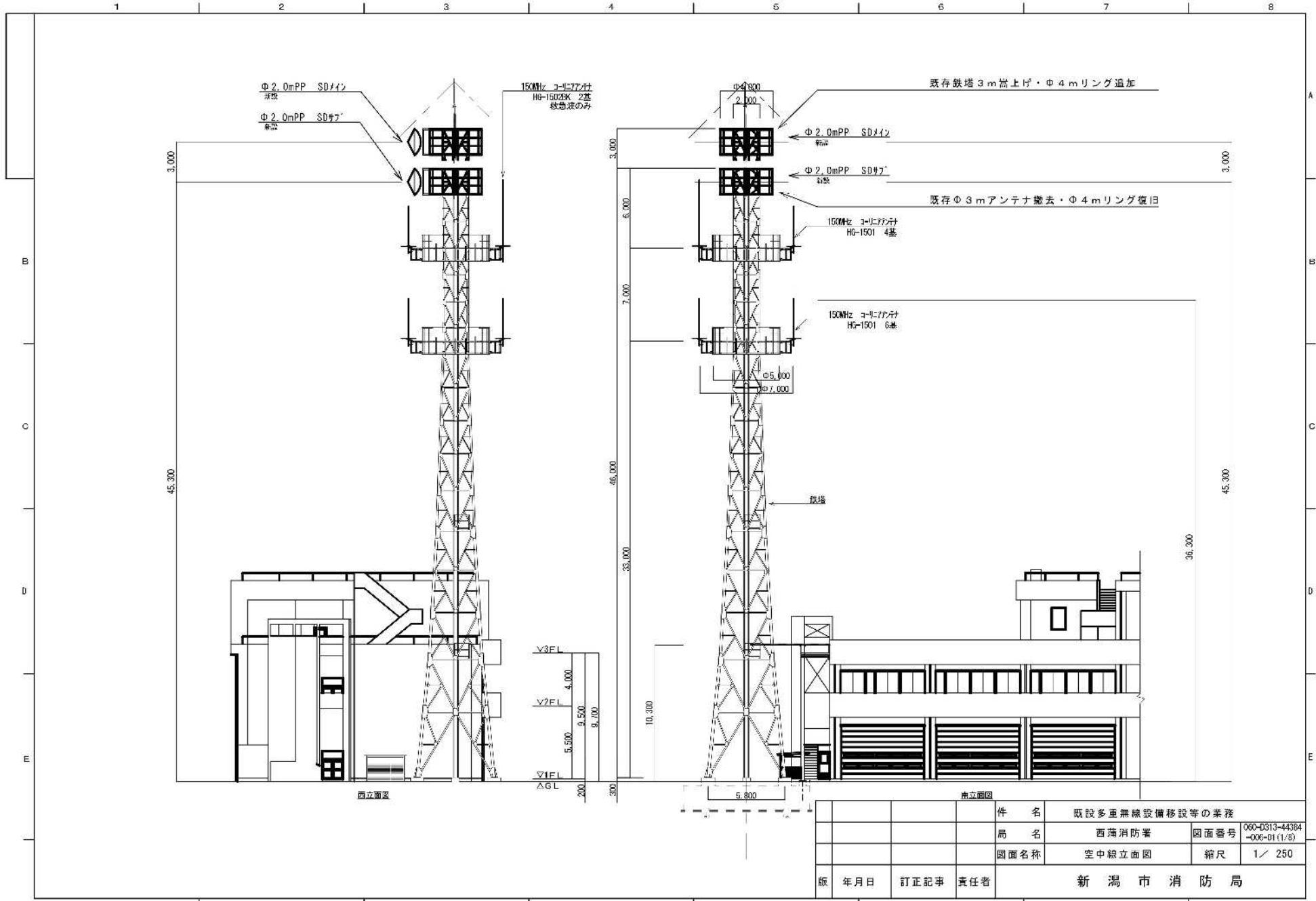
2階平面図

新無線室

1/50

No	装置名	No	装置名
①	7.5GHz多重無線装置	⑫	190486-1P監視制御装置
②	多量化装置	⑬	190486-1P監視制御装置
③	VHF空中線7/10	⑭	190486-1P監視制御装置
④	VHF空中線7/10	⑮	直流電源装置
⑤	VHF空中線7/10	⑯	MDF
⑥	VHF空中線7/10	⑰	デハイドレータ
⑦	VHF空中線7/10		
⑧	JSR-332-A監視制御装置		
⑨	JSR-332-A監視制御装置		
⑩	VHF無線機収容架		
⑪	VHF無線機収容架		
⑱	搬送方監視制御装置		

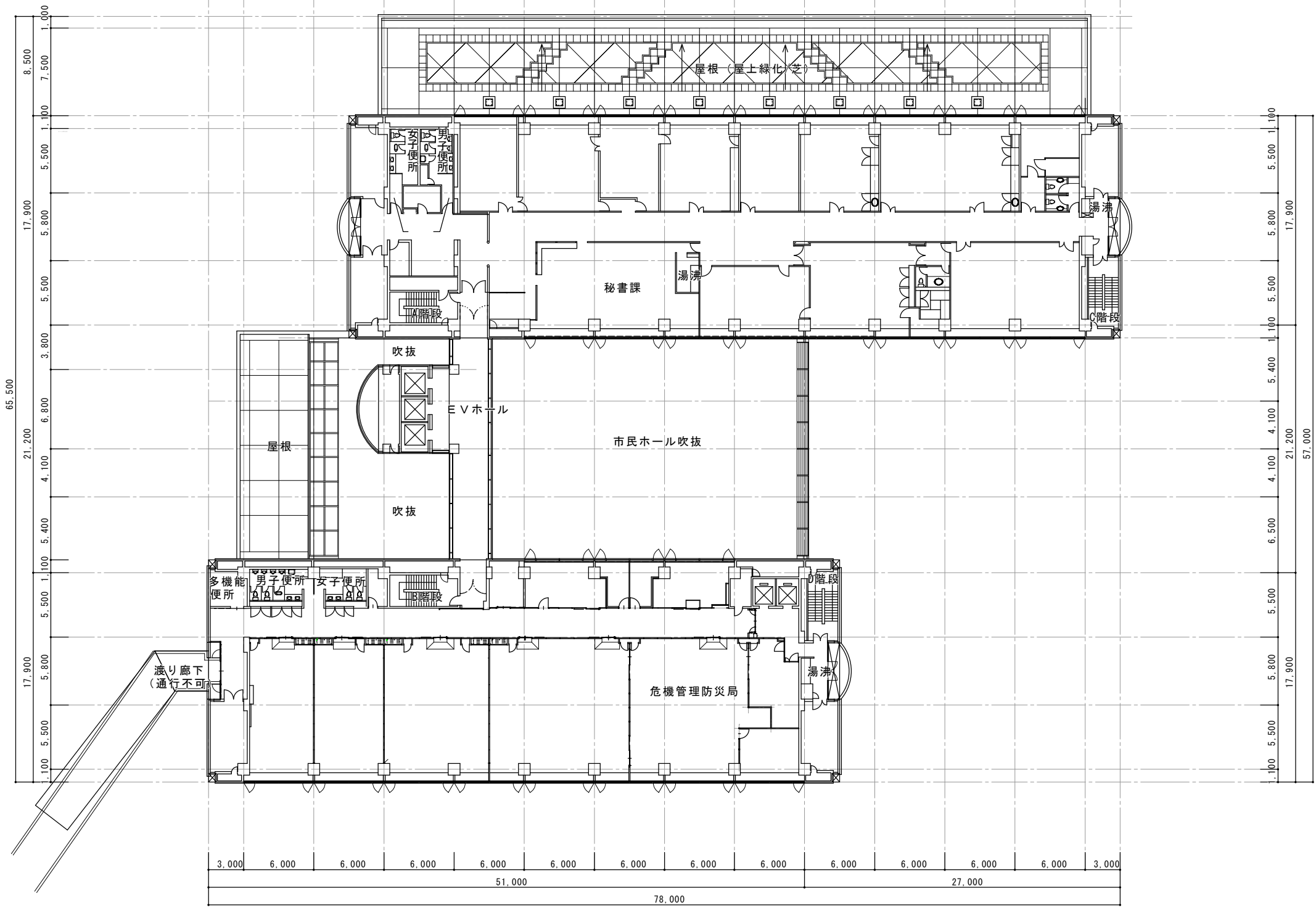
			件名	既設多重無線設備移設等の業務	
			局名	西蒲消防署	図面番号 060-0313-44364-006-01(3/8)
			図面名称	機器配置図	縮尺 1/150
版	年月日	訂正記事	責任者	新潟市消防局	



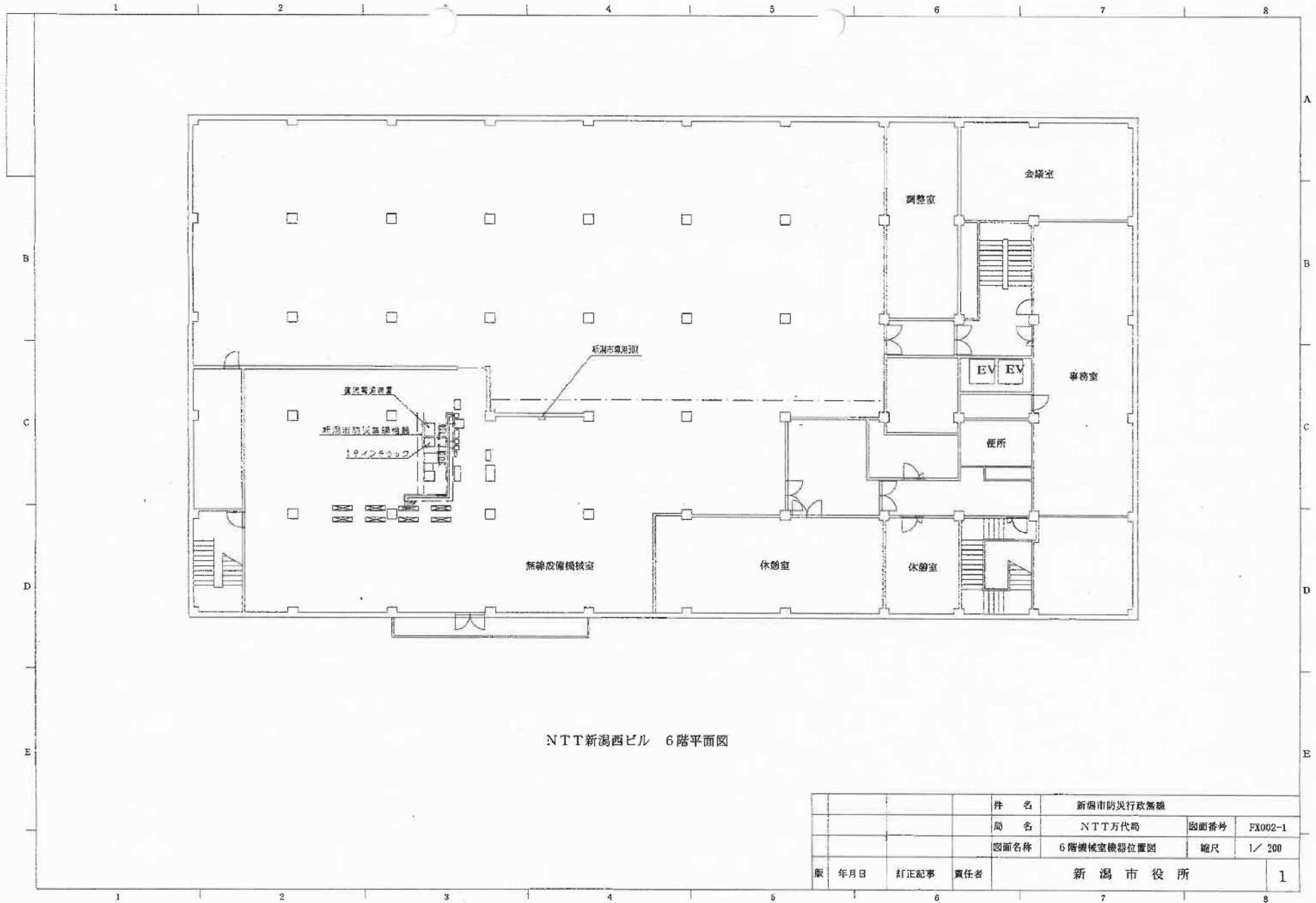
▽3FL	4.000
▽2FL	9.500
▽1FL	9.700
△GL	200

件名	既設多重無線設備移設等の業務		
局名	西蒲消防署	図面番号	060-0313-44364 -006-01(1/3)
図面名称	空中線立面図	縮尺	1/250
版	年月日	訂正記事	責任者
			新潟市消防局

K
J
I
H
G
F
F
E
E
D
C
B
A

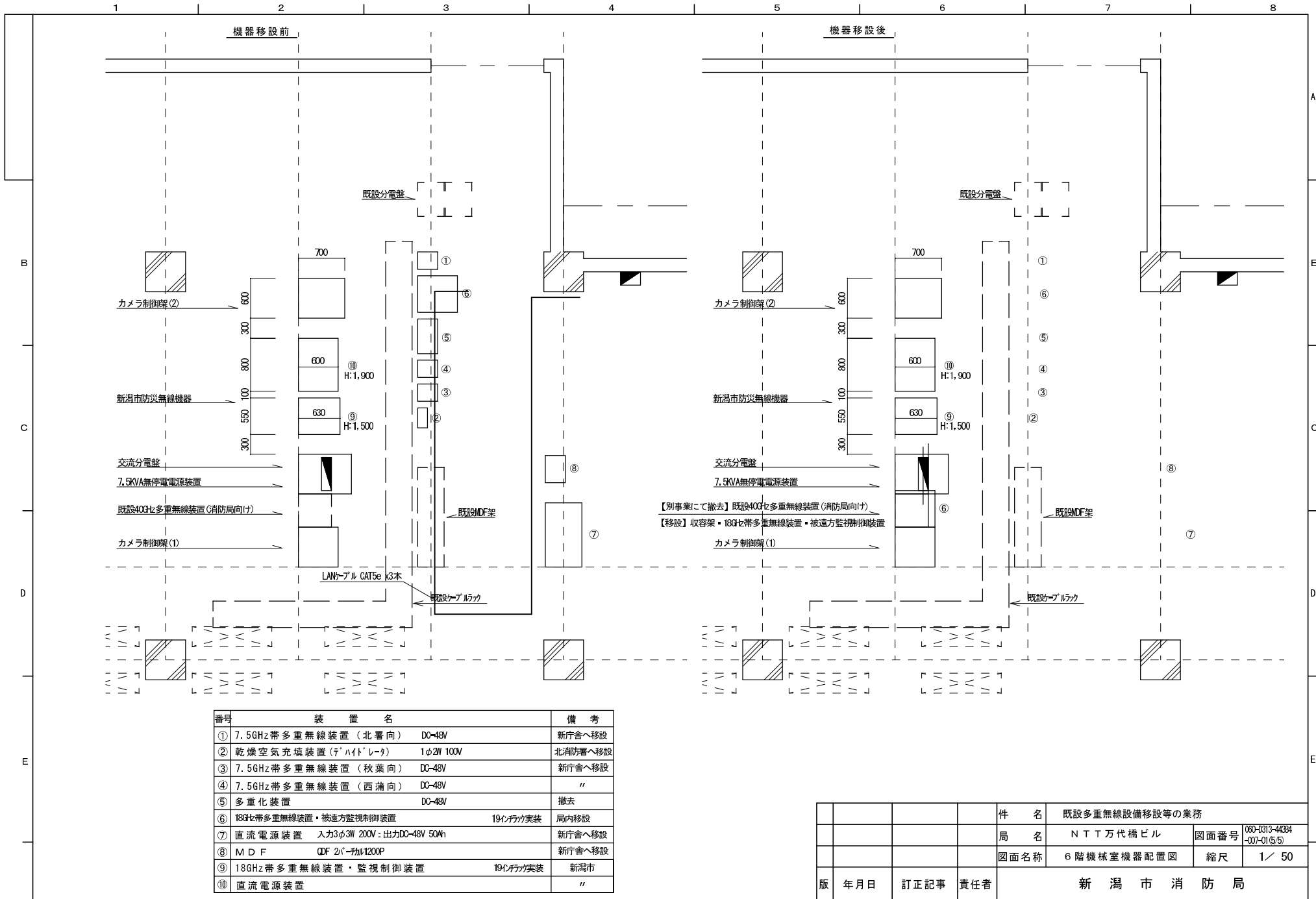


J
I
H
G
F
F
E
E
D
C
B
A



NTT新潟西ビル 6階平面図

			件名	新潟市防災行政無線		
			局名	NTT万代局	図面番号	FX002-1
			図面名称	6階機室機器位置図	縮尺	1/200
版	年月日	訂正記事	責任者	新潟市役所		1



番号	装置名	備考
①	7.5GHz帯多重無線装置(北署向) DC-48V	新庁舎へ移設
②	乾燥空気充填装置(7'ハイトレック) 1φ2W 100V	北消防署へ移設
③	7.5GHz帯多重無線装置(秋葉向) DC-48V	新庁舎へ移設
④	7.5GHz帯多重無線装置(西蒲向) DC-48V	〃
⑤	多重化装置 DC-48V	撤去
⑥	18GHz帯多重無線装置・被遠方監視制御装置 19インチラック実装	局内移設
⑦	直流電源装置 入力3φ3W 200V:出力DC-48V 50Ah	新庁舎へ移設
⑧	MDF QDF 2バーカル1200P	新庁舎へ移設
⑨	18GHz帯多重無線装置・監視制御装置 19インチラック実装	新潟市
⑩	直流電源装置	〃

件名	既設多重無線設備移設等の業務		
局名	NTT万代橋ビル	図面番号	050-0313-4434 -07-01(5.5)
図面名称	6階機械室機器配置図	縮尺	1/50
版	年月日	訂正記事	責任者
新潟市消防局			

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項目	摘要
入札公告年月日	令和8年5月22日
公告番号	新潟市契約公告第37号
調達物品名	画像伝送システム部分更新業務 一式
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添付書類	・秘密保持誓約書(様式第2号)
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、「画像伝送システム部分更新業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書 (以下「本誓約」という。)は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報 (甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む) を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本件を履行するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第10条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守します。

誓約日 年 月 日

(乙) 所 在 地
 称号又は名称
 代 表 者 氏 名

(押印不要)

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(ファックス番号

)

1 公告番号 新潟市契約公告第37号

2 件 名 画像伝送システム部分更新業務

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注2 提出期限は令和8年6月4日（木）午後5時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注3 回答は、提出期限後5日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住 所

氏 名

印

受 任 者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

金 額	百	千	円	
履 行 場 所				
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記内訳の「金額」欄の合計と同額。
※長期継続契約の場合、「〇カ月分の金額（当該年度分）を記入に変更

金額	¥	百	千	円	
	〇	〇	〇	〇	
履行場所	〇〇〇〇〇				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
〇〇〇〇〇〇〇〇	△△△	〇ヶ月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	
“仕様書のとおり” という記載でも結構です。			(長期継続契約の場合) 月額 (税抜) を記入してください。		

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新 潟 市 長 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者	住 所	
	氏 名	印

受 任 者	氏 名	印
-------	-----	---

記

件 名 画像伝送システム部分更新業務

委任状

年 月 日

新潟市長様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○



受任者 氏名 ○○ ○○



記

件名 画像伝送システム部分更新業務